特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等権利利益にの影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東庄町

公表日

令和7年1月6日

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握。②被接種者の管理。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル	名
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713番地131 0478-86-1111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	健康福祉課保健衛生係 千葉県香取郡東庄町石出2692番地4 0478-80-3300
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	13年1月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満			
いつ時点の計数か		令和3年1月1日 時点						
3. 重大事故								
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価書] ては、それぞれ重 <i>)</i>	点項目評価書又	<選択肢> 1) 基礎項目評価: 2) 基礎項目評価: 3) 基礎項目評価: は全項目評価書において	書及ひ 書及ひ	全項目評価書
	Section III at					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステ 』	を通じた人手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残される		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いのす	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワーク	システムを通じた	と提供を除く。)	Ī.]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの指	妾続	T.]接続しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[.	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残される		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	、手を介在させる作業				[]人手を介在させる作業はない		
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	バーの登録 報による照	录等については申 会のみとしている	1請者からの取る。また、人手を	得を と介え	録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、マイナン厳守し、住基照会を実施する場合は4情報又または3情まする手作業は複数人での確認を行うこととしているた分であると考えられる。		

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育	•啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バーの登録等については申請	情者からの取得を厳守し また、人手を介在する	務に係る横断的なガイドラインを遵 し、住基照会を実施する場合は4情報 手作業は複数人での確認を行うこと あると考えられる。	足又または3情		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。	予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。	事後	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	健康管理システム(予防接種)	健康管理システム(予防接種)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
	I 関連情報 3.個人番号の利用	11 以子がさにおける特定の個人を畝がするに	録システム(VRS) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号	事後	
令和7年1月6日	公表日	令和3年12月28日	令和7年1月6日	事後	システム標準化対応
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策	-	8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高い と考えられる対策 を追加	事後	システム標準化対応